

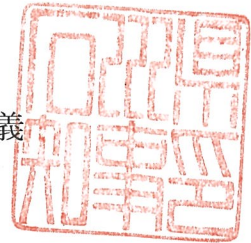
県営土地改良事業計画変更概要の縦覧公告

県営ほ場整備事業（面的集積型）佐味地区の土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により縦覧に供する。

なお、この計画変更概要に意見のある者は、同条第9項の規定により、下記により意見書を提出されたい。

令和8年6月8日

石川県知事 山野之義



1 縦覧事項

土地改良事業計画変更概要書

2 縦覧期間

令和8年6月15日から

令和8年7月13日まで 20日間

3 縦覧場所

七尾市役所掲示場及び七尾市ホームページ

4 意見書の提出方法

提出期限 令和8年7月13日

提出先 〒926-0852

七尾市小島町二部33番地

中能登農林総合事務所 土地改良部

電話0767-52-3000

<提出上の注意>

- ① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見は日本語に限ります。
- ② 意見書は公表する場合があるとともに、提出された意見に対して個別に回答はいたしませんので、予め御了承ください。
- ③ 意見書には、個人にあっては住所、氏名、性別、年齢を、法人にあっては、法人名、所在地を記載してください。これらは、公表させていただくことがあります。
- ④ 電話での意見はお受けできません。問い合わせのみとさせていただきます。

土地改良事業計画概要書
(県営ほ場整備事業 佐味地区)

※ () 書きは変更前

第1章 目的 (変更なし)

本地区の農地は、昭和30年代の耕地整理事業等により一筆区画が8a程度に整理されているが、小区画であることに加え、用水路等の施設の老朽化が著しく、施設の補修に大変苦慮している状況である。また、近年、離農を希望している農家が増加している状況である一方、担い手への集積が進まず、不作付地が増加しており、農地の荒廃が懸念されている。

このため、農業生産基盤を整備し、農地の流動化を促進するとともに、大型機械の導入を進めることにより、生産コストの低減を図り、農業経営の安定を目指すものである。

第2章 地域の所在及び現況 (変更なし)

1) 地域の所在及び地形

本地区は、七尾市中心部から東へ約3kmに位置し、準用河川高田川の両岸に広がる中山間農業地域であり、水稻を中心とした農業が展開されている。

2) 土質及び土壌

本地区の土性は、表土、次層共に壤質で、作土直下からグライ層である。また、堆積様式は水積で、母材は固結火成岩よりなっている。

3) 気象

北陸型	12月上旬～3月下旬積雪
年平均気温	13.8℃
年平均降水量	2,162.3mm

4) 水利状況

用 水	本地区の用水源は高田川などの準用河川とため池であり、河川からは頭首工により取水し、開水路によりかんがいている。
排 水	支線排水路から自然排水で高田川へ排水している。

5) 営農状況

基幹作物は水稲であり、認定農業者は法人など2者存在し、その他は小規模農家が営農している。農業基盤整備を契機に2者への農地集積を促進し、低コスト農業を実現することで、地域水田農業の振興を図る。

第3章 基本計画

ほ場整備 28.6 ha

(31.0)

整地工 区画 100 a 区画 (100×100)

50 a 区画 (100×50)

30 a 区画 (100×30)

表土扱い 土壌肥培管理

用水路工 河川からの取水による圧送パイプライン方式、及び2つのため池からの自然圧パイプライン方式で対応する。

排水路工 原則フリームで整備し、地区勾配を利用した自然流下方式で対応する。

道路工 既設舗装道路のほか、幅員が不足する路線は砂利舗装で対応する。

暗渠排水工 一区画ごとに暗渠排水を行う。

第4章 工事又は管理の要領 (変更なし)

工事は県営事業で全て請負施工とし、令和5年度～令和10年度の6年間で施行する。

また、本事業により、新設又は更新された土地改良施設の維持管理は七尾市が行うものとする。

第5章 換地計画の要領 (変更なし)

地積の基準 換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画決定の日の土地登記簿地積とする。

ただし、確定換地設計基準作成時までには、各人により地積更正登記がされた場合にはその地積とする。

土地評価方式 評価委員を選出し、自然的、利用条件等を基本にした標準地比準方式を採用する。また、従前と換地の評価額については、後日委員会において検討協議の上決定する。

清算方式 比例地積清算方式

換地

- ・換地委員を選出し、集団化を図る。
- ・概ね2団地を目標に換地する。

第6章 費用の概算

総事業費	1, 374, 700, 000 円 (923, 000, 000)
うち工事費	1, 280, 000, 000 円 (860, 000, 000)
うち工事雑費・地方事務費	94, 700, 000 円 (63, 000, 000)

第7章 効用

作物生産効果	318,052,000 円	(251,168,000)
営農経費節減効果	997,836,000 円	(1,003,044,000)
維持管理費節減効果	▲41,712,000 円	(▲28,116,000)
農業労働環境改善効果	50,383,000 円	(60,156,000)
景観・環境保全効果	4,669,000 円	(5,867,000)
<hr/>		
国産農産物安定供給効果	73,896,000 円	(43,220,000)
<hr/>		
総便益額	1,403,124,000 円	(1,335,339,000)

	1,403,124,000	
総費用総便益比	$\frac{(1,335,339,000)}{1,248,125,000}$	= 1.12
	(975,864,000)	(1.36)

(経済効果算定基準年：令和4年度)

第8章 他の事業との関係 (変更なし)

特になし

第9章 計画概要図

別紙のとおり

第10章 環境との調和への配慮 (変更なし)

水路などを利用し、生物の生息可能空間の保全に努める。

土地改良施設の予定管理方法（変更なし）

1. 管理者

本地区で造成する農業用施設は七尾市が譲与を受け、地元集落及び生産組合、その他関係する組織等が維持管理を行う。

2. 管理すべき施設の種類

県営ほ場整備事業施行により生じる土地改良施設

3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

- (1) 工事完了後に引継をし、管理者が維持管理する。
- (2) 水害、損壊、その他当該土地改良施設の管理に支障のある事故が発生した時は、直ちに当該施設の保全のため必要な措置を講じる。

4. 管理に要する費用の概算及びその負担の方法

地元集落、生産組合、その他関係組織において、各団体・組織が協力して各予算に補修等に必要な維持管理費などの経費を計上する。

5. その他管理方法に関する基本的事項

土地改良施設の管理については、石川県土地改良施設の管理及び処分に関する規則並びに石川県土地改良施設の管理及び処分に関する要綱に定めるところによる。

事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準書

1 事業費の負担区分の予定額

(1) 総事業費の予定額 1, 374, 700, 000円
(923, 000, 000)

(2) 負担区分の予定額

(単位：千円)

区 分	負 担 額		比 率	
	工 事 費	工事雑費 事務費	工事費	工事雑費 事務費
国庫負担	704, 000 (473, 000)	0	55	0
県費負担	384, 000 (258, 000)	94, 700 (63, 000)	30	100
地元負担	192, 000 (129, 000)	0	15	0
計	1, 280, 000 (860, 000)	94, 700 (63, 000)	100	100

2. 地元負担予定額

(1) 地元負担予定総額 192,000,000円
(129,000,000)

(2) 地元負担区分の予定額

(単位：千円)

区 分	負 担 額		備 考
	工 事 費	工事雑費 事務費	
七 尾 市	128,000 (86,000)	0	事業費の10%
受 益 者	64,000 (43,000)	0	事業費の5%
計	192,000 (129,000)	0	

3. 県営土地改良事業分担金徴収方法（変更なし）

七尾市が土地改良法第91条第2項の規定により負担し、同条第3項の規定に基づき、地方自治法第224条の分担金として、七尾市が土地改良法第3条に規定する資格者から徴収する。

土地改良区（土地改良区連合）を設立すべきことを記載した書面
（変更なし）

今回、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業(面的集積型)）の施行申請を行う、佐味地区については、当該事業の分担金の負担団体及び土地改良施設の管理団体につき、第一義的に七尾市があたるので、新たに土地改良法に定める土地改良区の設立は行わない。